

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第25号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	附 則 （個人の県民税の所得割の非課税の範囲等） 第9条 [略]	附 則 （個人の県民税の所得割の非課税の範囲等） 第9条 [略] <u>（個人の県民税の税率の特例）</u> 第9条の2 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に 限り、均等割の税率は、第32条の規定にかかわらず、同条に規定する額に 500円を加算した額とする。
2	（社会福祉事業等の用に供する自動車に対する自動車税の課税免除） 第103条の6 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車（前条第1項 の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対しては、申請により自動車税 を免除する。 （1） [略]	（社会福祉事業等の用に供する自動車に対する自動車税の課税免除） 第103条の6 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車（前条第1項 の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対しては、申請により自動車税 を免除する。 （1） [略] <u>（2） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の3第2項の規定に基 づく障害児通所支援事業等のうち、同法第6条の2第2項に規定する児 童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第4項 に規定する放課後等デイサービスを行う社会福祉法人が所有する自動 車で直接その本来の事業の用に供するもの</u> （3） [略] （4） [略] （5） [略]
	（2） [略]	
	（3） [略]	
	（4） [略]	

<p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>社団法人全国保健センター連合会（昭和39年1月30日に社団法人全国母子健康センター連合会という名称で設立された法人をいう。）が所有する自動車で、地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条に規定する市町村保健センター又はこれに類する施設において直接その本来の事業の用に供するもの</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分及び次条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

(自動車税に関する経過措置)

第2条 この条例（表2の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県県税条例第103条の6の規定は、平成24年度分の自動車税から適用する。

(いわての森林づくり県民税条例の一部改正)

第3条 いわての森林づくり県民税条例（平成17年岩手県条例第79号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 [略]</p> <p><u>(個人の県民税の非課税の廃止に伴う経過措置)</u></p> <p>2 [略]</p> <p><u>(個人の均等割の税率の特例)</u></p> <p>3 <u>県税条例附則第9条の2の規定の適用がある場合における第2条の規定の適用については、同条中「第32条」とあるのは、「附則第9条の2」とする。</u></p> <p><u>(法人の均等割の税率の特例の適用除外)</u></p> <p>4 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。